

## 令和元年度第2回津市公契約審議会の会議結果報告

|            |                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議名      | 令和元年度第2回津市公契約審議会                                                                                                                                                                                                         |
| 2 開催日時     | 令和2年3月18日（水）<br>午後2時00分から午後3時50分まで                                                                                                                                                                                       |
| 3 開催場所     | 津市役所本庁舎4階 庁議室                                                                                                                                                                                                            |
| 4 出席した者の氏名 | 津市公契約審議会委員<br>西川 源誌（会長）、奥田 正治（副会長）、田邊 三郎、<br>辻岡 利宏、橋本 正治、村山 篤<br>（事務局）<br>総務部長 荒木忠徳<br>総務部次長 奥田寛次<br>調達契約課長 江川和宏<br>調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介<br>調達契約課工事契約担当主幹 岩城 孝<br>物品調達契約担当副主幹 伊藤良成<br>工事契約担当副主幹 岡本慎哉<br>工事契約担当主査 井原崇視 |
| 5 内容       | (1) 労働報酬下限額の試行について<br>ア 業務委託の試行について<br>イ 建設工事の試行について<br>(2) その他                                                                                                                                                          |
| 6 公開又は非公開  | 公開                                                                                                                                                                                                                       |
| 7 傍聴者の数    | 1人                                                                                                                                                                                                                       |
| 8 担当       | 総務部調達契約課工事契約担当<br>電話番号 059-229-3122<br>E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp                                                                                                                                                    |

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きますして、誠にありがとうございます。

それでは、第2回津市公契約審議会を開催させていただきますが、会議に先立ちまして総務部長より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。

傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げることのないよう、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 業務委託における労働報酬下限額の試行について」ですが、まず事務局に説明を求めます。

事務局 業務委託の試行について、説明します。業務委託の試行につきまして、昨年度と今年度に試行を行いましたので、その状況について説明いたします。また、来年度の試行について、労働報酬下限額の基準等について説明いたします。

それでは、詳細は担当が説明いたします。

事務局 <概要>

- ・昨年度の2件の試行案件のうち、第1回の審議会において結果報告が出来ていなかった1案件について報告。全労働者に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが把握できた。また、アンケートからは下請業者の労働状況台帳は直接市へ郵送するなど、提出方法の検討を希望する声があった。

- ・今年度の3件の試行案件について、初回の労働状況台帳の提出状況について報告。全ての労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金が支払われていることを確認した。

- ・令和2年度の労働報酬下限額は津市職員初任給（高卒）を勘案した額（880円）に設定し、試行を行う。

会長 分かりました。では、業務委託の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 試行案件は元請業者だけで業務を履行しているのでしょうか。下請業者に再委託しているのでしょうか。

事務局 建築物清掃については、元請業者のみで履行しています。他の２件については業務の一部を再委託しています。

委員 その２件について、下請業者分は全て元請業者が取りまとめて提出したということでしょうか。

事務局 初回については、元請業者が取りまとめて提出しています。

委員 内容確認はしていますか。

事務局 内容確認も元請業者が行っています。

#### <審議結果>

令和２年度業務委託の試行については、事務局案のとおり試行を行う。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書２ 建設工事における労働報酬下限額の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 建設工事の試行について、今年度の試行状況について説明します。本年度は５件の試行を行っておりますので、その結果と、来年度の試行について労働状況台帳の提出事務及び労働報酬下限額の基準について説明いたします。

それでは、詳細は担当が説明いたします。

#### <概要>

事務局 令和元年度の試行結果について説明。

- ・違反は見られなかった。
- ・アンケート結果では、労働状況台帳作成事務について下請業者への周知に時間を要したとの意見があった。また、労働報酬下限額は妥当とする回答が多かったが、より高い労働報酬下限額の設定が必要とする意見もあった。

令和２年度の試行案について説明。

- ・労働状況台帳の提出回数を１回にし、提出対象月を中間月とする。
- ・提出対象労働者及び提出方法については今年度と同様とする。
- ・労働報酬下限額は熟練労働者１，０４８円、未熟練労働者９６１円、

交通誘導警備員 880 円とする。

会長                    分かりました。では、建設工事の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員                    これら 5 件の工事は元請業者だけで施工していますか。下請業者もいるのでしょうか。

事務局                  土地改良施設維持管理適正化事業ため池（風早池）堤体補修工事以外は三次程度まで下請業者もいます。

委員                    二次下請業者、三次下請業者分についても元請業者が取りまとめるとのことですが、発注段階では内容確認も含めて取りまとめるということで公告しているのでしょうか。また、取りまとめというのは書類を集めるという意味でしょうか、それとも提出された書類について内容の不備等を確認する作業も含むのでしょうか。

会長                    書類を単に集めて津市に提出するだけなのか、提出された書類の内容を確認した上で津市に提出するのかという御質問ですね。

事務局                  元請業者による内容を確認した上でまとめて津市に提出していただくこととしています。また、提出された書類について、労働報酬下限額以上の賃金が支払われていることを津市側でも確認しております。

委員                    提出された労働状況台帳について、元請業者が下請業者分の内容を点検済であることを確認しましたか。

事務局                  提出された時点で元請業者が点検済であることについては、確認はしていませんが、事務局で全て確認しております。今後については封筒で出されていないものについては、元請業者が内容点検済であることを確認することはできるかと思います。

委員                    今回の試行ですが、元請業者は労働状況台帳を下請業者分も管理して提出するのは大変だと言っているのです。

委員                    今回試行案件には何社程度入札に参加されたのでしょうか。

事務局                  建築一式工事については、1 者のみの参加でしたが、他の 4 件につきましては、複数の業者が参加しております。

委員                    建築一式以外の工事については競合されていたということですね。

事務局                    そのとおりです。

会長                     ほかに何かございませんか。

委員                    先ほども話がありましたが、元請業者が労働状況台帳の取りまとめを行うことは大変だとは思いますが、今後労働報酬下限額が設定された場合、下請業者分の労働状況台帳についても元請業者がある程度確認をする必要があると思います。その確認方法については、試行を続ける中でどういった方法が良いのか、どういうシステムで行うのが良いのか、ということについては検討が必要だと思います。

また、労働状況台帳の取りまとめの事務が困難という理由で入札に参加しないという業者がどのくらいあるのかというのは気になります。

事務局                    先ほどご質問いただきました入札参加業者等についてですが、詳細なデータがありましたので、補足させていただきます。土木一式工事の3件ですが、谷杣線道路改良工事は参加可能業者24者中21者が応札、椋本処理区公共下水道工事については参加可能業者22者中17者が応札、柳山結城町第1号線及び下弁財町阿漕浦線道路整備工事については参加可能業者25者中19者が応札しています。土木一式工事の3件については、標準的な応札件数かと思われます。とび・土工・コンクリートで発注しました土地改良施設維持管理適正化事業ため池（風早池）堤体補修工事については、東海三県内に本店又は支店を有する者を対象としていますが、実績要件を付しているため3者の応札となっております。また、建築工事である津市芸濃総合文化センター内アリーナ改修工事については、14者中1者の応札となっています。

会長                     ほかに何かございませんか。

委員                    労働状況台帳の提出のことでお尋ねしたいのですが、提出回数は1回に減らすということはわかりましたが、工事の全期間中で労働状況台帳の作成をするということでしょうか。

事務局                    工事の全期間において、労働報酬下限額以上の報酬を支払っていただく必要はありますが、労働状況台帳の作成は提出月である1ヶ月分になります。

委員                    元請業者は提出対象となる1ヶ月分の労働状況台帳だけを下請業者に作成してもらうということですね。

事務局                    そのとおりです。

委員                    労働報酬下限額の区分についてですが、例えば、経験豊富であって

も高齢の労働者は体力的な面で一般の労働者と同じ量の仕事ができない場合もあるかと思います。この労働者の場合はどのような区分になるのでしょうか。

会長            熟練労働者、未熟練労働者を区分する具体的な基準があるのかということと、労働者の区分は業者側で行うのかということが疑問点として出てくるかと思いますが、事務局の方はこの2点についてどのようにお考えですか。

事務局            労働者は一人ひとり能力が異なり、年齢や経験年数で単純に区分することは困難であることから、特に基準を設けていません。事業者側がそれぞれの労働者の能力を判断し、区分していただきます。その上で、それぞれの労働者に対し、どちらの区分となったかを説明していただきます。

委員            事業者は、労働者本人に「あなたは未熟練労働者です」とは言いにくいですよ。

委員            「未熟練」と言われると、言われた側としては良い印象を持たれない可能性もありますので、例えば優秀な労働者を「熟練労働者」として、それ以外の労働者を「一般労働者」とすれば受け入れやすいのでは、と思います。

委員            労働報酬下限額である三重県の最低賃金を大きく上回っていたとの説明がありましたが、これは今回の試行の結果によるものでしょうか。津市が設定した労働報酬下限額とどのくらい差があるのかというのも気になります。今の制度では元請業者は下請業者に対し、労働報酬下限額を上回るように下請負代金を支払うだけでなく、下請業者が労働報酬下限額を下回っていた場合は、元請業者から労働報酬下限額を上回る報酬を支払うよう指導することとなっています。下請業者の労働者の報酬を上げるように指導するのは元請業者であっても難しいことだと思います。

委員            これらの試行案件についても設計の中に施工パッケージを用いて積算されているものがあるかと思いますが、施工パッケージのうち、人件費分を計算して、その分を労働者に報酬として支払っている業者は少ないと思います。多くの業者は設計書の積算内容とは無関係に労働者に報酬を支払っているかと思います。

今回、試行案件で設計労務単価とどの程度差があったのかは知りたいところです。設計労務単価の何割程度支払われているのかを把握することができれば、他の自治体との比較も可能になるかと思います。

事務局            労働者によって異なりますが概ね60%から70%程度になります。

- 委員                    今回の試行案件で現場作業に当たった労働者全員の労働状況台帳が提出されていたか確認していますか。
- 事務局                受注者から提出された労働状況台帳で確認しているのみです。
- 会長                    提出された労働状況台帳については、労働報酬下限額を下回っていないか等の確認をするものの、労働者の数や支払われた報酬額については、虚偽の記載はないものと判断されているということですね。
- 事務局                そのとおりです。また、施工体系図に記載があるものの労働状況台帳の提出がない業者については、その業者が提出対象であるかどうかは確認をしています。
- 委員                    今回の労働状況台帳提出対象業者の中には、公契約条例の主旨は単に最低賃金以上の報酬を支払えばいいと認識されている業者もいると聞いたことがあります。
- 委員                    元請業者が提出を依頼しても、労働状況台帳を提出してくれない業者がいた場合、封筒に入れた状態で提出を依頼することになるかもしれませんが、それでさえ拒否された場合、元請業者が下請業者に対してそこまで強く指導できるのかという問題があります。非常に難しい部分があるのではないかと思います。
- 委員                    今後については、そういった未提出業者に対してペナルティを課すことも検討する必要がありますね。
- 委員                    最近の建設業界は売り手市場ということもあり、雇用主側より労働者側の方が強い立場になることもあります。人件費も徐々に上がってきている最近の状況では、労働報酬下限額が三重県の最低賃金の120%であったとしても、それを下回る業者は存在しないのではないかと思います。また、下請業者が労働報酬下限額を下回った場合、ペナルティが元請業者にまで及ぶとなると大変なことになると思いますので、なるべく簡単な方法でやっていかないといけないと思います。下請業者に対する労働状況台帳の提出依頼については、現場の監督員に任せるのではなく、経営者自らが下請業者に説明して依頼することになると思いますので、あまりにも複雑な方法だと、経営者側が大変です。そのため、アンケート結果にもありましたように下請業者への周知が大変だったというような意見が出ているのだと思います。できるだけ事業者の負担とならない方法を検討していただくようお願いします。
- 委員                    先ほど、試行案件の紹介をしていただきましたが、アンケート以外で試行に関する意見や要望等は聞いていますか。

事務局            アンケートと同様に下請業者への周知が大変だったというような意見や、労働状況台帳を早く出すように説明していたがなかなか提出してもらえなかったという意見はありましたが、労働状況台帳の提出自体を拒否されたという話は聞いておりません。

委員              試行案件の応札業者数の説明の中で、土木一式工事については入札参加者数が試行案件以外の入札参加者数と大差なかったとの話がありましたが、こういった案件については今後も進めて行っても良いかと思いますが、先ほど委員からも御意見ありましたが、提出する書式や提出方法についてはできるだけ簡略化できるのが良いかと思います。今後は、他市の事例も調査していただき、津市としてどうするのがベストなのかを決めて行かなければならないかと思います。ただ、労働者のために労働報酬下限額を定めるのであれば、最低限報酬に関する部分を報告してもらうのは事業者側の負担となったとしてもやむを得ないかと思います。市としては、労働状況台帳事務にはまだ改善の余地があるとお考えでしょうか。

事務局            試行案件の入札参加業者が試行案件以外と大差なかったからといって、入札参加業者が試行について抵抗がなかったかといえばそうではないと思います。業者としては入札に参加できるかどうかということは死活問題であり、余程の事で無い限りは入札に参加してくるのではないかと思います。事務改善については、提出対象を全ての労働者とするならばより正確な実態を把握することはできますし、制度の抜け道を防ぐことはできるかと思いますが、一方で技術がある労働者は売り手市場という印象があり、調査をするまでもなく十分な報酬を得ていることが予想されることから、それ以外の単純作業をする労働者を提出対象とする方法もあるかと思います。

委員              試行の際に下請の次数制限は行っていますか。

事務局            現在は下請制限を行っていませんが、仮に下請制限を行ったとして、あまりにも厳しい制限を設けることは難しいと思います。しかし、試行として仮に三次までというように制限を設けることは元請業者としても下請業者の管理がしやすくなるかと思いますので有効な手法なのかもしれません。

委員              四次、五次まで下請に出さないと職人が集まらない工事もあるかと思いますが、そもそも職人が集まらなないと工事ができなくなるという問題もあるのですが、案件によっては下請次数を制限してもいいのではないかと思います。

委員              下請業者が厳封した労働状況台帳を元請業者が取りまとめて提出した事例はありますか。

事務局 現時点では下請業者が封筒で提出してきたということはありません。

委員 封筒で提出する下請業者があると聞きましたが。

事務局 現時点ではそういった事例はありませんが、今年度試行分の労働状況台帳が全て提出されているわけではないので、今後提出されるのかもしれませんが。

委員 この労働状況台帳提出事務において最も難しいことは、回数の問題ではなくて賃金情報を元請業者に対して開示することだと思います。元請業者が下請業者に対し、賃金を確認する書類を提出するように求めることは問題があると思うのですが、津市はそれを求めているということですね。提出回数を減らしたとしてもこの根本の問題は解決にはなりません。今回の厳封した形で提出しても良いというように下請業者に対して回答されたのであれば、今後もそういう形でしていただければ元請業者の負担は減るかと思います。一般の会社は、労働者の賃金は経理が管理し、賃金情報は誰にでも開示するわけではありません。そこが問題になるわけです。

事務局 労働状況台帳の提出について、下請業者が元請業者に内容確認されたくないという場合は封筒に入れて提出できることを説明しています。

委員 その説明は、受注後にしていますか。

事務局 受注後の説明になります。私自身も、元請業者が下請業者の労働状況台帳を確認することが難しい問題であることは認識しておりますので、封筒に入れて提出することが可能とする制度にしました。公告時に封筒提出を可能ということを前面に出すということは、試行自体が形骸化しかねないと考えています。今年度の試行としては、あくまで原則元請業者が内容を確認することとしていましたので、その救済措置として封筒に入れる方法を用意したものです。

委員 今年度の試行では労働報酬下限額は三重県の最低賃金と同額ということなので、下請業者は最低賃金以上を払っていれば問題がないため、労働報酬下限額を知らないのが実際の所ではないでしょうか。労働報酬下限額が三重県の最低賃金とは別で、例えば設計労務単価の何パーセントというように設定されたとなると、下請業者も労働報酬下限額を知った上で労働状況台帳を作成しなければなりません。今年度の試行では労働報酬下限額は無いようなものでしたので、単に「この金額を払いました」というだけの書類になっているかと思います。将来的には労働報酬下限額を下回っていた場合の指導の話にもなって

くるかと思いますが、今は試行であり金額が問題なのではなく、システムを構築するためのものだと思っています。

委員           設計単価があって、それに基づいた金額を払いなさいというシステムは違うと思います。過去の審議会でも何度も議論されていますが、同じ仕事内容であっても、労働者によって能力に差があります。この労働者による能力差を適切に労働報酬下限額に反映することができなければ大変なことになると思います。

委員           その問題はあることは認識していますが、公契約条例の主旨は末端の労働者を守ることです。我々6名の委員は条例の目的を達成するために会議をしているということを再確認させていただきたい。

委員           おっしゃるとおりで、我々は公契約条例を円滑に運用するために集められた委員であって、後戻りするようなことはあってはならないと思います。しかし、問題があるにも係わらず、その問題を解決せずにそのまま進んでしまうと後々難しい問題が発生したり、担当者が苦勞するのではないかと思います。公契約条例の理念は素晴らしいと思いますので、この理念に向かって進んで行けばいいと思います。

事務局         工事を発注する際、市は何人ですというように設計はしますが、それは標準のものです。例えば設計上5人の工事があったとして、受注者はその工事を設計どおり5人で施工していただいても構いませんし、それより多い人数例えば6人、少ない人数例えば4人で施工していただいても問題ありません。その際、労働状況台帳は6人で施工した場合は6人分、4人で施工した場合は4人分を提出していただき、各人が労働報酬下限額を上回っているかどうかを確認することとなります。労働者はそれぞれ能力に差がありますので、その点をどうするかという問題ですが、技術や資格を有する労働者ではなく、最低賃金とは言いませんがそれに近い報酬で働いている労働者の報酬を担保するという方法もあるのではないかと思います。例えば、警備業務や清掃業務に従事する労働者のみを対象とするということです。ただし、その場合でも設計書上の人数と実際の従事者との差は出てくる可能性はあります。

会長           来年度の試行方法について整理しますと、労働状況台帳の提出回数を1回にするということと、令和2年度の労働報酬下限額については区分を設けて実施したいということが事務局としての考えということですが、その点については委員の皆様、御意見などございますか。

委員           区分ということは、職種ごとということでしょうか。

会長           呼び方をどうするかは別として、資料では熟練労働者、未熟練労働者、交通誘導警備員の3区分ということです。この3区分について、

それぞれ別の労働報酬下限額を設定するということですね。

委員 普通作業員、特殊作業員というような職種別の区分ではないということですね。

事務局 職種別ではありません。

委員 先ほど事務局からも話がありましたが、末端で働く労働者を守るために区分を分けて行うということでしょうか。

事務局 この区分を分けて行うことにより、労働者の状況について明らかになるのではないかと考えています。

事務局 試行を行うことにより、労働者の環境の底上げになる場合もあるかと思います。また、試行を行うといっても1度決めたことを継続するということではございません。

委員 なし崩し的に職種別に労働報酬下限額を決めていくということはありませんか。

事務局 ありません。

委員 労働報酬下限額については条例を施行して5年以内に必要な措置を講じるとなっていたかと思いますが、この意図は様々なことを試してみてもどの方法が適切かを検討していくということだと思いますので、その点を理解してもらえばいいのかなと思います。

また、業者としては、「よくわからないが市からやれと言われたからやる」というような状況かもしれませんが、試行の段階ですので、今後試行を重ねて改善していき、最終的に負担のかからない方法でできれば良いのでは。

委員 最初に説明のあったアンケートですが、問題なしと記載した業者は市の意図するところを深く理解しないまま回答している場合もあります。アンケートの結果のみで問題ないと判断することはしないでください。

#### <審議結果>

令和2年度建設工事の試行については、事務局案のとおり試行を行うこととするが、労働報酬下限額の3区分の名称については再考を要する。

会長 「事項書3 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 はい。労働者性の高い個人事業主、所謂一人親方の定義について過去の審議会においても御意見をいただいているところですが、今回改めて基準を提案します。詳細は担当が説明します。

<概要>

事務局 労働者性の高い個人事業主の定義について説明。  
・国土交通省が作成した「建設企業向けみんなで進める一人親方の保険加入」パンフレット内にある一人親方の働き方チェックシートを活用し、当該チェック項目の結果によって条例の適用の有無を決めることを提案した。

会長 それではこの件で御意見、御質問はございませんか。

委員 通常、一人親方とは法人格を持たないものだと理解していますが、その一人親方全員に対してチェックシートで調査していくということでしょうか。

委員 一人親方は二面性があります。建設関係の一人親方であっても源泉徴収をされている場合もあります。具体的には、ある工事に平日従事している間は雇用保険をかけながら働いている一方で、土日は自分で仕事をしているという場合があります、平日分だけ源泉徴収されているという事例があります。そういった特殊な事例は別としても、一人親方であっても個人事業税がかかる人とかからない人がいます。材料を持っていない、機材を持ち込まない、自分で仕入れをしない等の項目に該当する人は個人事業税を払わないでよい場合があります。払わないでよい場合があるということです。絶対払わないでよいというわけではありませんが。このように、材料や機材を持ち込まないなどの実態があり、個人事業税が課されていない人については条例の対象とすべきかと思えますし、逆に、自身で仕入れをして、機材を持ち込むような人は事業主性が高いため条例の対象とならなくても良いのではと思っています。説明のあったチェックシートの調査はどの時点で調査するのかというのは課題かと考えます。私は現場入場の際に、一人親方労災の加入証明書を提出しなければならない等のルールがあるかと思えますので、その時にこのチェックシートも同時に提出させるというのが良いかとは思いますが。事業者側としてはどうでしょうか。

委員 税の申告をしているかどうかを確認していることで、一人親方かどうかを判断しています。ところで、このチェックシートはどちらをチェックすればどちら側に判断されるかというのはわかってしまいませんね。

委員 確かにどちらにチェックすれば一人親方と判断されるかというの

はわかりますね。

委員 税の申告をどうしているかというのを確認するのが判断基準として適切だと思います。

委員 それは雇用する側が個人事業主に確認をして、その結果を書面で提出してもらうのでしょうか。

委員 下請工事を発注する前に既に把握しています。しかし、それが二次下請、三次下請となってくると把握できなくなります。

委員 一次下請に対してしているチェックを二次、三次に波及させていけば統一した基準になるかもしれませんね。

事務局は今、委員から御意見があった方法もあるようですので、こういった方法についてもご検討いただければと思います。

会長 ほかに何かございませんか。

委員 一人親方労災に加入しているからといって、労働者ではないとも言いきれない場合があります。一人親方労災に入っていたとしても、雇用主が指示する時間中拘束される等の条件が揃えば労働者として判断されます。事業主であれば例えば仕事が早く終われば早く帰ることができますが、仕事が早く終わっても決められた時間まで帰らないように指示されるのであれば労働者性が高いと判断されます。単純に一人親方労災に加入しているという理由で条例の対象外としてはいけないと思います。また、県税事務所では一人親方が確定申告をしていたとしても、一律に個人事業税を課すわけではなくアンケートで実態を調査して課税の有無を判断しています。このアンケートというのは先ほどのチェックシートと同じような内容にはなります。このように一人親方は働き方が様々ですので、一人親方労災の加入の有無だけで判断するのはおかしいと思います。

事務局 御意見としては、保険の加入の有無などで一律に判断するのではなく、現実の働き方で判断してほしいということによろしいでしょうか。

委員 そのとおりです。判断基準として、このチェックシートを使うのは良いかと思います。

事務局 労働者性と事業者性の両方を使い分けて働く一人親方がいないとも言いきれませんが、どういう労働形態で働いているのかを判断していくべきかと思います。

委員 労働状況台帳を取りまとめる際に、一人親方に該当する下請がいた

場合、まずはその一人親方にチェックシートを記入してもらい、市が下請業者と判断した場合には労働状況台帳を提出してもらうということになるのでしょうか。

事務局                   そうなります。

委員                   一人親方のうち、自分の裁量で仕事をするような人は労働報酬下限額の適用対象外ということですね。事業主性の高い一人親方は調査しないと言いながら、自分の裁量で仕事をしている集団である下請業者は調査するという点に矛盾を感じます。

会長                   一人親方については、これらの課題をどのように解消するのかというのは今後の課題として残りますね。引き続きご検討ください。

<審議結果>

一人親方の定義については、引き続き検討を行うものとする。

会長                   それでは、他に事務局から何かありますか。

事務局                   他の自治体の公契約に関連する取り組みについて2点ほど紹介したいと思います。1点目は下請の次数制限に関する取り組み、2点目は総合評価落札方式において定められた金額以上の報酬を支払うことを約束することにより、評価点を加点する取り組みです。具体的な内容については、担当より説明いたします。

<概要>

事務局                   ・下請の次数制限を実施している自治体の紹介  
・総合評価落札方式において定められた金額以上の報酬を支払うことを約束することにより評価点を加点している自治体の紹介

会長                   これらの件について、御意見ございますか。

委員                   総合評価落札方式の方ですが、この1日当たりの平均労務賃金を設計労務単価以上支払うというのは今、審議している三重県の最低賃金の120%以上を支払うというのはとは全く別の話になると思います。非常に高い金額になりますね。設計金額どおりに落札されることはほとんど無いのに、設計労務単価以上の労務賃金を支払うというのは矛盾していると思います。

委員                   このことを、市が試行することは問題だと思います。設計にはたくさんさんの工種があって、設計どおりにできる工種もあればそうでない工種もあるわけです。それを業者は試行錯誤し、調整しながら施工して

います。これをそのまま同じように津市でも行おうとすれば様々な問題が出てくると思いますので、これは単にこういうことをしている自治体がありますという説明程度にしておいた方が良いと思います。

事務局            今、紹介した2つの事例は多角的な方法で労働者の環境を守ることができないかということで、あくまで例として挙げたものです。

委員                例として挙げたということですね。

事務局            もし、今後、総合評価に取り組む自治体が増えていくのであれば津市としても導入について検討していなければならないかもしれませんが、そうはならないのではないかと考えています。下請の回数制限については取り組んでいる自治体があるかあると聞いていますので、そういった自治体が増えるかどうかを注視していく必要があるかと思っています。

委員                総合評価落札方式の件ですが、この制度をそのまま適用すると大変なことになりかねません。もし、この制度の導入を考えるのであれば、先行自治体がどのように実施し、どのような結果になっているのかを詳しく研究していく必要があると思います。事業者側からすればこの制度に不安を抱くのは当然のことだと思います。

会長                ほかに御意見ございますか。  
無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

## 1 業務委託における労働報酬下限額の試行について

### (1) 平成30年度

本年度第1回目の本審議会において結果報告が出来ていなかった平成30年度における試行案件分について、下記のとおり報告します。

- ・ 契約件名 平成30年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検・整備業務委託
- ・ 受注者 荏原環境プラント株式会社中部支店
- ・ 業務内容 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備等焼却施設各機器の点検及び整備
- ・ 履行期間 契約締結日（平成30年10月18日）から平成31年3月31日まで
- ・ 試行結果

#### a 労働報酬下限額について

平成30年度においては、労働報酬下限額を860円（1時間当たり）に設定していましたが、受注者等から提出された労働状況台帳では、全ての事業者において労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できました。

#### b アンケート結果について（資料1-1、1-2）

事業者へのアンケート結果については、条例の理解度に関する質問には、全ての事業者が理解できている又はだいたい理解できているとし、あまり理解できていないとした事業者はいませんでした。労働状況台帳の作成や提出の課題に関する質問には、見直しが必要とした事業者があり、その内容は、下請業者からの提出は直接郵送するなど提出方法の検討依頼でありました。また、労働報酬下限額の金額や設定に関する質問には、全ての事業者が課題はないとのことでした。

労働者へのアンケート結果については、条例の施行及び労働報酬下限額が設定されたことによって自身の賃金の変化に関する質問には、全ての労働者が「変化はない」とし、その他の質問に関しては、その殆どで「わからない」との回答が多くありました。

### (2) 平成30年度におけるアンケートの集計結果

平成30年度の試行案件における受注者等及び労働者からのアンケートの集計結果については、資料1-3、1-4のとおりです。

### (3) 令和元年度

令和元年度においては、労働報酬下限額を880円（1時間当たり）に設定し、試行案件として3件（建築物清掃1件、施設運営・管理2件）発注しています。

なお、それぞれの契約内容については、次のとおりです。

#### ア 試行案件契約基本情報①

- ・ 契約件名 津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託
- ・ 受注者 有限会社三重伸明（津市野田21-638）
- ・ 業務内容 日常的に芸濃庁舎内の床面、トイレ等の清掃
- ・ 履行期間 平成31年4月25日（契約締結日）から令和2年3月31日まで

- ・ 契約金額 4, 8 9 6, 0 0 0 円  
(うち消費税及び地方消費税額 4 0 8, 0 0 0 円)

イ 試行案件契約基本情報②

- ・ 契約件名 令和元年度津市安芸・津衛生センターし尿処理施設点検整備業務委託
- ・ 受注者 クボタ環境サービス株式会社中部支店(名古屋市中村区名駅3丁目22番8号)
- ・ 業務内容 安芸・津衛生センターのし尿処理設備の点検及び整備
- ・ 履行期間 令和元年7月12日(契約締結日)から令和2年3月27日まで
- ・ 契約金額 9 9, 9 9 0, 0 0 0 円  
(うち消費税及び地方消費税額 9, 0 9 0, 0 0 0 円)

ウ 試行案件契約基本情報③

- ・ 契約件名 令和元年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検整備業務委託
- ・ 受注者 荏原環境プラント株式会社中部支店(名古屋市中区新栄2丁目1番9号)
- ・ 業務内容 西部クリーンセンター2号炉の焼却設備の点検及び整備
- ・ 履行期間 令和元年10月28日(契約締結日)から令和2年3月31日まで
- ・ 契約金額 1 3 3, 1 0 0, 0 0 0 円  
(うち消費税及び地方消費税額 1 2, 1 0 0, 0 0 0 円)

エ その他

アからウ全ての試行案件が履行期間中であるため、各受注者等からは、初回分のみの当該試行に係る労働状況台帳<sup>※1</sup>及びアンケート<sup>※2</sup>の回答が提出されています。

提出された台帳の記載内容及びアンケートの回答では、全ての案件で労働報酬下限額以上の賃金が労働者に支払われており、また、労働者への津市公契約条例の周知が十分されていることが確認できました。

なお、今後については、履行期間終了後、最終の賃金支払い月の末日から7営業日以内に、2回目以降の全ての台帳と最終のアンケートの回答(事業者分、労働者分)が、受注者から提出される予定です。

※1 労働状況台帳 …… 資料1-5

※2 アンケート …… 資料1-6(初回分集計)

(4) 令和2年度

令和2年度においては、労働報酬下限額は、津市職員初任給(高卒)を勘案した額として880円(1時間当たり)に設定し、試行案件としては、施設清掃、施設警備業務など4件程度の発注を予定しています。

ただし、労働報酬下限額については、最低賃金の改定(毎年10月発効。現行は873円)により、最低賃金額が当該下限額を上回った場合は、最低賃金額を以て当該下限額とします。

## 2 建設工事における労働報酬下限額の試行について

### (1) 令和元年度の建設工事について、下記のとおり試行中です。

#### ア 労働報酬下限額

846円（令和元年9月30日まで）

873円（令和元年10月1日以降）

※三重県の最低賃金と同額

#### イ 試行案件

資料2のとおり5件

#### ウ 違反件数

0件（労働者からの違反申出も無し）

#### エ 事業者からの意見など（初回労働状況台帳提出時アンケートより）

20者から回答を得ています。労働状況台帳の様式や提出方法については特に意見はありませんでしたが、労働状況台帳作成事務について、下請業者への周知に時間を要したとの意見が1件ありました。また、労働報酬下限額については、最低賃金と同額とする（実質的に労働報酬下限額を定めない）ことが妥当だとする意見が12件と最も多くなりましたが、業務委託と同額とすべきという意見が3件、建設業界の人手不足を解消するためにはより高い労働報酬下限額の設定が必要だという意見も5件ありました。

### (2) 令和2年度の労働報酬下限額試行について

#### ア 労働状況台帳提出事務について

##### ① 提出回数について

今年度は3回提出としましたが、3回（3ヶ月分）の提出は事業者の負担が大きいため、提出回数を1回（1ヶ月分）とします。なお、労働報酬下限額は今年度と同様提出対象月以外も適用します。

##### ② 提出時期について

今年度は一律初回、中間月、履行完了月を提出対象月と行っていましたが、原則中間月を提出対象月とします。なお、工事の進捗により中間月に提出対象労働者がいない場合等は別に提出対象月を指定するものとします。また、受注者が下請業者分も取りまとめる点については今年度も同様です。

##### ③ 台帳様式について

事業者から台帳の様式に対する改善要望はないことから、今年度の様式を継続して使用します。

##### ④ 提出対象労働者について

今年度と同様に受注者及び受注関係者を対象とします。個人事業主（所謂一人親方）については、整理ができていないことから来年度も対象外とします。

##### ⑤ 対象案件について

5件程度

予定価格5,000万円程度

#### イ 労働報酬下限額について

本年度の試行結果により、普通作業員等の建設関係労働者については最低賃金を

大きく上回っていることがわかりました。一方、交通誘導警備員については労働者により差があり、最低賃金を大きく上回っている労働者がいる一方で最低賃金をわずかに上回っている程度の労働者も見受けられました。

条例の実効性を保つには、普通作業員等の建設関係労働者については、労働報酬下限額の引き上げが必要と思われます。一方、交通誘導警備員については、最低賃金をわずかに上回る程度の労働者もいることから、労働報酬下限額の大幅な引き上げは事業者側に対し、過度の負担を強いることとなります。

よって、普通作業員等の建設関係労働者と交通誘導警備員について、それぞれ別の労働報酬下限額を設定することが実態に即したものであると考えられます。

また、同一事業所で同一職種の者であっても、労働報酬に差がありますが、これは労働者の技術・経験の差によるものと考えられます。労働者の技術・経験により労働報酬に差があることは当然のことであるため、熟練した労働者と未熟練の労働者との労働報酬下限額を別に設定する必要があります。

#### ① 建設関係労働者に係る労働報酬下限額（熟練労働者）

各労働者は、工事現場で1つの職種のみに従事しているわけではなく、複数の職種の仕事を行っていることから、職種別に労働報酬下限額を設定することは実態と一致していません。また、労働状況台帳作成事務についても、労働報酬下限額の種類が多ければ多いほど事務の負担は大きくなります。従って、今年度と同様に職種別の労働報酬は設定しません。

金額については、最低賃金（873円）をベースに考え、かつ事業者側に過度の負担とならないように最低賃金の120%（1,048円、1円未満切上）とします。

#### ② 建設関係労働者に係る労働報酬下限額（未熟練労働者）

熟練労働者に比べ、技術・経験に劣ることから、最低賃金の110%（961円、1円未満切上）とします。

#### ③ 交通誘導警備員に係る労働報酬下限額

交通誘導業務については、建設工事というよりは業務委託としての性質があることから、業務委託に係る労働報酬下限額の基準（880円）と、同額とし、建設工事に係る労働報酬下限額とは別に設定します。

### 3 その他

#### (1) 個人事業主（所謂一人親方）について

労働者性の高い個人事業主については条例の対象とすることを検討しているところであるが、その定義付けについては非常に困難です。実際、個人事業主の労働者性については裁判で争われることもあり、事前に線を引いて一律に判断することは困難です。しかし、多数の労働者が働く工事現場において、全ての個人事業主の働き方を確認することも現実的ではありません。従って、本市においては国土交通省が作成した「建設企業向けみんなで進める一人親方の保険加入」パンフレット内の一人親方の働き方チェックシート（資料3-1）の13項目を元に判断することを検討しています。具体的には、「一人親方が使う機械・器具（手元工具を除く）は誰が提供していますか」、「一人親方が仕事で

使う材料は誰が提供していますか」の2つの問いに対して「貴社が提供する」を回答し、かつこの2つの項目を含めた労働者側の項目（チェックシートの左側の項目）に10個以上該当があれば条例の対象とするということで線引きを行うことを検討しています。

## (2) 他の自治体の取り組みについて

下請重層化を抑制することにより、労働環境を確保することを検討している自治体があります（資料3-2）。京都府においては、特殊な工事を除き、建築工事は三次下請まで、その他の工事は二次下請までとしており、重層化を抑制しています。建設工事については労働報酬下限額を設定せず施工体制の改善により労働環境の向上が期待できます。このような労働報酬下限額を設定しない手法についても、今後検討していきます。

また、長崎県では総合評価落札方式の入札において、「作業員の1日当りの平均労務賃金を長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約する場合に加点するという評価項目を設けています（資料3-3）。これは、参加申請時に設定された労務単価以上を支払うことを誓約することにより、評価点が加点されるというものです。これは、従来の試行と異なり、受注者側にも加点というメリットがあることから、有効な方法だと考えられますので今後検討していきます。

【平成 30 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞

回答結果】

- |            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 1 件名       | 平成 30 年度津市西部クリーンセンター 2 号炉焼却施設点検・整備業務委託 |
| 2 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで              |
| 3 受注者      | 荏原環境プラント株式会社中部支店                       |
| 4 受注関係者数   | 3 者                                    |

質問 1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- |                |     |
|----------------|-----|
| ア 理解できている。     | 1 者 |
| イ だいたい理解できている。 | 3 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 0 者 |

質問 2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。              | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 1 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 0 者 |
| エ わからない。               | 3 者 |

質問 3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。              | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 1 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 0 者 |
| エ わからない。               | 3 者 |

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。              | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 2 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 0 者 |
| エ わからない。               | 2 者 |

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。（複数回答可）

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 | 1 者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。      | 1 者 |
| ウ 口頭により説明し周知している。       | 4 者 |
| エ その他                   | 0 者 |

## 資料 1 - 1

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。 3 者

イ あった。 1 者

※ 自由意見

労働状況台帳の作成について問い合わせがあった。特に「算定対象外の額」（手当等）の考え方についての問い合わせが多かった。

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

(1) ア ない。 2 者

イ ある。 2 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

- ・ 下請業者によっては、給与情報を提出することに対して懸念が見受けられる。下請業者から津市に直接郵送等で提出する方法等の検討をお願いします。
- ・ 分かり易く、簡略化してほしい。

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

ア しない。 2 者

イ 影響するが、大きなものではない。 0 者

ウ 大きく影響する。 2 者

※ 自由意見

「質問 7」と同様に、給与情報を元請会社に提出することに懸念が見受けられる為、難しい。給与明細については、プライバシーの侵害に抵触する可能性もあり、下請業者から強い拒否感が生じることが予測される。

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

(1) ア ない。 3 者

イ ある。 1 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

※ 記載なし

質問 10 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。 4 者

イ ある。 0 者

※ 自由意見

当方の業界（建設業）において、労働報酬下限額以下の労働者がいる事は考え難い。

質問 11 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

## 資料 1－1

- |   |      |     |
|---|------|-----|
| ア | しない。 | 4 者 |
| イ | する。  | 0 者 |

質問 1 2 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点がありますか。

※ 自由意見なし

質問 1 3 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

※ 意見等なし

【平成 30 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞

回答結果】

- |            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 1 件名       | 平成 30 年度津市西部クリーンセンター 2 号炉焼却施設点検・整備業務委託 |
| 2 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで              |
| 3 受注者      | 荏原環境プラント株式会社中部支店                       |
| 4 労働者数     | 28 名                                   |

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ア 10 代                     | 1 名          |
| イ 20 代                     | 2 名          |
| ウ 30 代                     | 6 名          |
| エ 40 代                     | 14 名         |
| オ 50 代                     | 3 名          |
| カ 60 代以上（60 代・70 代・80 代以上） | 2 名（全て 70 代） |

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 感じる。  | 7 名  |
| イ 感じない。 | 21 名 |

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 感じる。  | 7 名  |
| イ 感じない。 | 21 名 |

質問 4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

- |          |      |
|----------|------|
| ア 思う。    | 4 名  |
| イ 思わない。  | 4 名  |
| ウ わからない。 | 20 名 |

質問 5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- |                        |      |
|------------------------|------|
| ア 効果があった。              | 0 名  |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 9 名  |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 3 名  |
| エ わからない。               | 16 名 |

質問 6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

- |            |      |
|------------|------|
| ア 十分だと感じる。 | 18 名 |
|------------|------|

## 資料 1－2

- |                 |    |
|-----------------|----|
| イ 不十分だと感じる。     | 6名 |
| ウ そもそも周知されていない。 | 4名 |

質問 7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点がありますか。

- |                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| (1) ア ない。                              | 8名  |
| イ ある。                                  | 0名  |
| ウ わからない。                               | 20名 |
| (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。 |     |
| ※ 記載なし                                 |     |

質問 8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- |          |     |
|----------|-----|
| ア ない。    | 21名 |
| イ ある。    | 0名  |
| ウ わからない。 | 7名  |

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- |          |     |
|----------|-----|
| ア ない。    | 16名 |
| イ ある。    | 0名  |
| ウ わからない。 | 12名 |

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ※ 自由意見  
会社員なので特に変化はない。

## 資料 1－3

### 【平成30年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞ 回答の集計結果】

#### 1 試行案件①

- |              |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| (1) 件名       | 平成30年度津市クリーンセンターくもずし尿処理施設点<br>検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで                    |
| (3) 受注者      | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店              |
| (4) 受注関係者数   | 13者                                    |

#### 2 試行案件②

- |              |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| (1) 件名       | 平成30年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点<br>検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで                    |
| (3) 受注者      | 荏原環境プラント株式会社中部支店                       |
| (4) 受注関係者    | 3者                                     |

#### 3 集計結果

質問1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- |                |     |
|----------------|-----|
| ア 理解できている。     | 2者  |
| イ だいたい理解できている。 | 16者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 0者  |

質問2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ア 効果があった。              | 0者 |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 4者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 9者 |
| エ わからない。               | 5者 |

質問3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ア 効果があった。              | 0者 |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 6者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 4者 |
| エ わからない。               | 8者 |

#### ※ 自由意見

- ・ 条例の有無に関わらず、常に質の向上につながるように皆、努めていると感じる。

## 資料 1 - 3

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。              | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。         | 9 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 3 者 |
| エ わからない。               | 6 者 |

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 | 2 者  |
| イ 個別に書面を交付し周知している。      | 7 者  |
| ウ 口頭により説明し周知している。       | 14 者 |
| エ その他                   | 0 者  |

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること(対象労働者の範囲や労働報酬下限額)について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

- |         |      |
|---------|------|
| ア なかった。 | 16 者 |
| イ あった。  | 2 者  |
| ※ 自由意見  |      |

労働状況台帳の作成について問い合わせがあった。特に「算定対象外の額」(手当等)の考え方についての問い合わせが多かった。

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) ア ない。 | 12 者 |
| イ ある。     | 6 者  |

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

- ・ 記載方法が分かりにくいために確認や作成に時間がかかる。迷わないように「記載例」の内容充実を希望する。
- ・ 最低賃金を確認する趣旨であれば、個人情報かつ営業収益情報である給与情報を開示するのではなく、「最低賃金を満たしているか否か」を回答するような様式が相当ではないかと考える。
- ・ 下請業者によっては、給与情報を提出することに対して懸念が見受けられる。下請業者から津市に直接郵送等で提出する方法等の検討をお願いします。
- ・ 分かり易く、簡略化してほしい。
- ・ 未記載 2 者

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

## 資料 1－3

- ア しない。 6 者  
イ 影響するが、大きなものではない。 5 者  
ウ 大きく影響する。 7 者

※ 自由意見

- ・ 台帳ですら下請け会社に給与額を訊きづらかった。明細ともなると尚のこと求めづらい。自社でも提出となると不可能です。
- ・ 作業員個人の了承、下請会社への秘密保持契約の締結など、従来より工数を要している。
- ・ 「質問 7」と同様に、給与情報を元請会社に提出することに懸念が見受けられる為、難しい。給与明細については、プライバシーの侵害に抵触する可能性もあり、下請業者から強い拒否感が生じることが予測される。

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点はありますか。

- (1) ア ない。 15 者  
イ ある。 3 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

- ・ 弊社の労働者は、会社出発帰社が出勤時間で、多くの現場が 8 時から 17 時が現場での作業時間となっている。現場までの移動時間も労働時間であり、発注者・請負者はそれをどの程度考慮しているのかが、見えないところです。おそらく何も考慮されていないと思っている。
- ・ 未記載 2 者

質問 10 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

- ア ない。 17 者  
イ ある。 1 者

※ 自由意見

当方の業界（建設業）において、労働報酬下限額以下の労働者がいる事は考え難い。

質問 11 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

- ア しない。 18 者  
イ する。 0 者

質問 12 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点はありますか。  
（自由意見）

- ・ ただでさえ、最近安全に関する書類が多いなかで更に提出物が増えることにとまどいを感じます。
- ・ 2 次下請けを設けることで、書類作成等の品雑さと請負契約に対する書類の整合性を

## 資料 1－3

取る必要が出ると思う。

質問 13 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

意見等なし

【平成 30 年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞

回答の集計結果】

1 試行案件①

- |              |                                          |
|--------------|------------------------------------------|
| (1) 件 名      | 平成 30 年度津市クリーンセンターくもずし尿処理施設点<br>検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで                |
| (3) 受注者      | 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社中部支店                |
| (4) 労働者数     | 54 名                                     |

2 試行案件②

- |              |                                            |
|--------------|--------------------------------------------|
| (1) 件 名      | 平成 30 年度津市西部クリーンセンター 2 号炉焼却施設点<br>検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで                  |
| (3) 受注者      | 荏原環境プラント株式会社中部支店                           |
| (4) 労働者数     | 28 名                                       |

3 集計結果

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| ア 10 代                     | 2 名                    |
| イ 20 代                     | 5 名                    |
| ウ 30 代                     | 20 名                   |
| エ 40 代                     | 32 名                   |
| オ 50 代                     | 17 名                   |
| カ 60 代以上（60 代・70 代・80 代以上） | 6 名                    |
|                            | （うち 60 代 4 名、70 代 2 名） |

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 感じる。  | 25 名 |
| イ 感じない。 | 57 名 |

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 感じる。  | 25 名 |
| イ 感じない。 | 57 名 |

質問 4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

- |          |      |
|----------|------|
| ア 思う。    | 36 名 |
| イ 思わない。  | 4 名  |
| ウ わからない。 | 42 名 |

※ 自由意見

- ・ 取組の目的は良いものだと思いますが、賃金の開示は個人情報・会社の利益に

## 資料 1－4

関わる問題で、容易に開示させるべきではないと考える。また、開示した情報の保全・流出した場合にどのようなことになるのか、不安だ。

質問 5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ア 効果があった。             | 5 名   |
| イ 今後効果が出ると考える。        | 3 4 名 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないとする。 | 5 名   |
| エ わからない。              | 3 8 名 |

質問 6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっており、十分な周知がなされていますか。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ア 十分だと感じる。      | 5 6 名 |
| イ 不十分だと感じる。     | 2 1 名 |
| ウ そもそも周知されていない。 | 5 名   |

質問 7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点がありますか。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) ア ない。 | 2 9 名 |
| イ ある。     | 1 名   |
| ウ わからない。  | 5 2 名 |
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。
- ・ 台帳に氏名、取得金額を記載するのは、個人情報公開することであり、万が一個人情報が流出する事態となった場合、各業者（作業員）からのクレームなどの可能性を考えると、金額提示はしないほうがよいと思う。

質問 8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- |          |       |
|----------|-------|
| ア ない。    | 7 1 名 |
| イ ある。    | 1 名   |
| ウ わからない。 | 1 0 名 |

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- |          |       |
|----------|-------|
| ア ない。    | 6 0 名 |
| イ ある。    | 1 名   |
| ウ わからない。 | 1 2 名 |

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・ 個人情報の取扱いは、もう少し検討必要と思われる。
- ・ 台帳他アンケート提出依頼、集約など事務量が大幅に増加し大変であった。
- ・ 台帳表紙の社名捺印・原紙提出は、入手に時間がかかるため、PDFなどの電子データ提出を許可してほしい。

※ 上記 3 件、同一人物からの意見

- ・ 会社員なので特に変化はない。

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託)

2019年 5月分

提出日

2019年7月4日

|               |                       |      |  |
|---------------|-----------------------|------|--|
| 契約名           |                       | 業者名  |  |
| 契約(履行)期間      | 2019年5月1日から2020年3月31日 | 所在地  |  |
| 作成年月日         | 2019年7月4日             | 担当者名 |  |
| 労働報酬の支払われるべき日 | 2019年6月10日            | 電話番号 |  |
| 労働報酬計算対象期間(月) | 2019年5月1日から2019年5月31日 | FAX  |  |

| No | 労働者氏名等 | 労働報酬<br>下限額 | 全ての労働に<br>係る労働時間数 | 対象公契約に<br>係る労働時間数 | 算定労働時間 | 下限総額<br>(基準額) | 労働報酬の額<br>(公契約分)<br>f | 判定  |
|----|--------|-------------|-------------------|-------------------|--------|---------------|-----------------------|-----|
|    |        | a           | 所定時間内<br>b        | 所定時間内<br>c        | d      | e=a×d         |                       |     |
| 1  |        | 880         | 112.5             | 112.5             | 112.5  | 99,000        | 102,000               | ○   |
| 2  |        | 880         | 105               | 105               | 105    | 92,400        | 95,400                | ○   |
| 3  |        | 880         | 127.5             | 127.5             | 127.5  | 112,200       | 115,200               | ○   |
| 4  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 5  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!               | *** |

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託)

2019年 7月分

提出日 2019. 8. 5

|               |                         |      |  |
|---------------|-------------------------|------|--|
| 契約名           |                         | 業者名  |  |
| 契約(履行)期間      | 2019年 7月12日～2020年 3月27日 | 所在地  |  |
| 作成年月日         | 2019年 8月 1日             | 担当者名 |  |
| 労働報酬の支払われるべき日 | 2019年 7月25日             | 電話番号 |  |
| 労働報酬計算対象期間(月) | 2019年 6月16日～2019年 7月15日 | FAX  |  |

| No | 労働者氏名等 | 労働報酬<br>下限額 | 全ての労働に<br>係る労働時間数 | 対象公契約に<br>係る労働時間数 | 算定労働時間 | 下限総額<br>(基準額) | 労働報酬の額<br>(公契約分) | 判定  |
|----|--------|-------------|-------------------|-------------------|--------|---------------|------------------|-----|
|    |        | a           | 所定時間内<br>b        | 所定時間内<br>c        | d      | e=a×d         | f                |     |
| 1  |        | 880         | 160               | 8                 | 8      | 7,040         | 11,545           | ○   |
| 2  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 3  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 4  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 5  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 6  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 7  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 8  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 9  |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 10 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 11 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 12 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 13 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 14 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 15 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 16 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 17 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 18 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 19 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |
| 20 |        | 880         |                   |                   | 0      | 0             | #DIV/0!          | *** |

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託)

令和 元年 11月分

提出日 令和2年 1月 15日

|               |                        |      |  |
|---------------|------------------------|------|--|
| 契約名           |                        | 業者名  |  |
| 契約(履行)期間      | 令和元年10月28日 ~ 令和2年3月31日 | 所在地  |  |
| 作成年月日         | 令和2年1月10日              | 担当者名 |  |
| 労働報酬の支払われるべき日 | 令和元年12月25日             | 電話番号 |  |
| 労働報酬計算対象期間(月) | 令和元年11月1日~令和元年11月30日   | FAX  |  |

| No | 労働者氏名等 | 労働報酬<br>下限額 | 全ての労働に<br>係る労働時間数 | 対象公契約に<br>係る労働時間数 | 算定労働時間<br>d | 下限総額<br>(基準額) | 労働報酬の額<br>(公契約分)<br>f | 判定  |
|----|--------|-------------|-------------------|-------------------|-------------|---------------|-----------------------|-----|
|    |        | a           | 所定時間内<br>b        | 所定時間内<br>c        |             | e=a×d         |                       |     |
| 1  | A      | 880         | 196               | 180               | 180         | 158,400       | 446,327               | ○   |
| 2  | B      | 880         | 185               | 178               | 178         | 156,640       | 311,741               | ○   |
| 3  | C      | 880         | 188               | 48                | 48          | 42,240        | 115,404               | ○   |
| 4  |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 5  |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 6  |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 7  |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 8  |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 9  |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 10 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 11 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 12 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 13 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 14 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 15 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 16 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 17 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 18 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 19 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 20 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 21 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 22 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 23 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 24 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 25 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 26 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 27 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 28 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 29 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 30 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 31 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 32 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 33 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 34 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |
| 35 |        | 880         |                   |                   | 0           | 0             | #DIV/0!               | *** |

## 【令和元年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート集計結果】

## ※ 調査対象

受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者）

## ※ 提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後 7 営業日以内）

## ● 調査対象業者数

14 者（受注者 3 者、受注関係者 11 者）

- ・ 試行対象契約 A：1 者（受注関係者無し）
- ・ 試行対象契約 B：1 者（受注関係者無し）
- ・ 試行対象契約 C：12 者（うち受注関係者 11 者）

## ● 回答数

14 者（受注者 3 者、受注関係者 11 者）

## 質問 1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

| 選択肢            | 回答数 |
|----------------|-----|
| ア 十分理解できている。   | 0   |
| イ 概ね理解できている。   | 13  |
| ウ あまり理解できていない。 | 1   |
| エ 全然理解できていない。  | 0   |
| 合計             | 14  |

## 質問 2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

## (1) 台帳の様式について

| 選択肢  | 回答数 |
|------|-----|
| ア ない | 14  |
| イ ある | 0   |
| 合計   | 14  |

## (2) 作成に係る事務量について

| 選択肢  | 回答数 |
|------|-----|
| ア ない | 14  |
| イ ある | 0   |
| 合計   | 14  |

## (3) 提出方法について

| 選択肢  | 回答数 |
|------|-----|
| ア ない | 14  |
| イ ある | 0   |
| 合計   | 14  |

## 質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

## (1) 受注関係者への周知について ※両方とも回答した者有り

| 選択肢                                      | 回答数 |
|------------------------------------------|-----|
| ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。 | 12  |
| イ 口頭により説明し周知している。                        | 3   |
| 合計                                       | 15  |

(2) 労働者への周知について

| 選択肢                        | 回答数 |
|----------------------------|-----|
| ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 9   |
| イ 個別に書面を交付し周知している。         | 5   |
| 合計                         | 14  |

質問4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

| 選択肢  | 回答数 |
|------|-----|
| ア ない | 14  |
| イ ある | 0   |
| 合計   | 14  |

質問5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

| 選択肢      | 回答数 |
|----------|-----|
| ア 出していない | 14  |
| イ 出ている   | 0   |
| 合計       | 14  |

質問6 労働報酬下限額について、設定金額（平成30年度は860円）はいかがですか。

| 選択肢   | 回答数 |
|-------|-----|
| ア 高い  | 0   |
| イ 低い  | 5   |
| ウ 妥当  | 8   |
| エ その他 | 1   |
| 合計    | 14  |

※「エ その他」と回答した業者からの意見等

〔・何とも言えない。〕

◎ アンケート結果について

本アンケート結果を見ると、本条例については概ね理解されており、労働状況台帳の作成及び提出にあつては、問題なく作成等ができているものと考えられます。また、労働報酬下限額の金額設定が「低い」との回答はあったものの、業務委託にあつては多種多様な業務が存在することから、次年度においても労働報酬下限額の設定基準については、市直営で職員が業務を行う場合を想定したとしても合理的であると言える「津市職員初任給（高卒）を勘案した額」としたい思います。

なお、本条例に関して労働者から受注者等に相談や問い合わせが当課には有りませんでした。このことについては、受注者等からの周知が十分なされているものと考えます。

令和元年度労働報酬下限額試行案件一覧

| 工事件名                                             | 発注業種         | 受注者           | 契約日      | 工期      | 台帳提出対象月 |     |     | 契約金額       |
|--------------------------------------------------|--------------|---------------|----------|---------|---------|-----|-----|------------|
|                                                  |              |               |          |         | 初回      | 中間月 | 完了月 |            |
| 令和元年度建整道新第1号<br>谷杣線道路改良工事                        | 土木一式         | (有)岡山工業       | R1.8.13  | R2.1.27 | 9月      | 11月 | 1月  | 27,991,700 |
| 令和元年度下建公第4号<br>棕本処理区公共下水道工事                      | 土木一式         | 大和建设(株)       | R1.9.2   | R2.1.20 | 11月     | 11月 | 1月  | 28,782,600 |
| 令和元年度営ス振第33号<br>津市芸濃総合文化センター内ア<br>リーナ改修工事        | 建築一式         | (株)アイケーディ     | R1.9.2   | R2.1.31 | 10月     | 11月 | 1月  | 64,504,000 |
| 令和元年度北道維環第4号<br>柳山結城町第1号線及び下弁財<br>町阿漕浦線道路整備工事    | 土木一式         | (有)澤建         | R1.9.30  | R2.3.23 | 11月     | 12月 | 3月  | 38,278,900 |
| 令和元年度農基補第4号<br>土地改良施設維持管理適正化事<br>業ため池(風早池)堤体補修工事 | とび・土工・コンクリート | 青葉工業(株) 三重営業所 | R1.10.15 | R2.2.14 | 11月     | 12月 | 2月  | 36,267,000 |

※提出期限は翌月末

## 一人親方の働き方チェック①

Q. 普段使っている一人親方の働き方はどちらに近いですか？  
以下の項目のいずれかに○を付けてください。

|                                                       |                           |                                 |
|-------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 一人親方へ急な仕事を依頼した時、親方は断ることができますか？                        | ( ) 断ることはできない             | ( ) 断ることができる                    |
| 一人親方の仕事が早く終わった時などに予定外の仕事を依頼した場合、親方は断ることができますか？        | ( ) 断ることはできない             | ( ) 断ることができる                    |
| 一人親方には貴社の就業規則など服務規律を適用していますか？                         | ( ) 適用している                | ( ) 適用していない                     |
| 一人親方の仕事の就業時間(始業・終業)は貴社が決めていますか？                       | ( ) 決めている                 | ( ) 決めていない                      |
| 当日の仕事が早く終わった時、一人親方が仕事から上がるには貴社の了解が必要ですか？              | ( ) 必要である                 | ( ) 必要でない                       |
| 仕事が早く終わった時に、一人親方が自分で見つけた他の現場の仕事に行くことができますか？           | ( ) 認めていない                | ( ) 支障ない                        |
| 工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、一人親方の日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？ | ( ) 毎日、細かな指示、具体的な指示を出している | ( ) 毎日の仕事量や配分、進め方は一人親方の裁量に任せている |
| 一人親方の都合が悪くなり、代わりの者が必要となった場合はどのように対応していますか？            | ( ) 貴社が代わりの者を探す           | ( ) 一人親方が自分の判断で代わりの者を探す         |

## 一人親方の働き方チェック②

|                                                      |     |                    |     |              |
|------------------------------------------------------|-----|--------------------|-----|--------------|
| 一人親方の仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は、誰に支払いますか？          | ( ) | 代わりをした者            | ( ) | 一人親方         |
| 一人親方の通常のミスや一人親方の責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか？ | ( ) | 貴社が負担する            | ( ) | 一人親方が負担する    |
| 一人親方が仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか？                 | ( ) | 貴社が提供する            | ( ) | 一人親方が持ち込む    |
| 一人親方が仕事で使う材料は誰が提供していますか？                             | ( ) | 貴社が提供する            | ( ) | すべて一人親方が調達する |
| 一人親方の報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？                    | ( ) | 一日当たりの単価など働いた時間による | ( ) | 工事の出来高見合い    |

右に○が多い場合は事業者性が強く、左側に○が多い場合は一人親方ではなく**雇用されるべき労働者**として判断される場合があります。  
(P5～P8の事例をご参照下さい。)

### チェック

建設労働者が加入すべき社会保険等の種類を確認しましょう。(9ページ目へ)

## 別紙第 5 号

# 京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係の適正化及び労働環境の確保に関する指針の要旨

H2907改定版

## 1 趣旨

本指針により、京都府が発注する全ての建設工事（除草等委託契約書に基づく業務委託を含む）において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図っていきます。

## 2 内容

## ●「一括下請負の禁止等」について

(指針第 3)

- 下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を制限します。
  - ・ 建築一式工事は、3 次下請まで。
  - ・ 建築一式工事を除く建設工事は、2 次下請まで。
 上記に示した請負の次数を超える場合、工事着手前に、重層下請理由書（様式第 1 号）と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出する必要があります。

## ●「下請負人の選定」について

(指針第 4)

- 府の指名停止措置、下請参加停止者に指定されている者は、下請参加することは出来ません。
- 京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するようにお願いします。
- 京都府外に本店を有する者から下請負人を選定する場合、下請工事契約時チェックリスト（様式第 2 号）に理由を記載する必要があります。
- 下請契約を暴排条例に規定する暴力団員等との間で締結してはならない。
- 暴排条例に定める誓約書（下請負人との契約総金額が 1 5 0 万円以上の場合）を下請負人から徴取する必要があります。

## ●「下請契約の締結及び履行」について

(指針第 6)

- 下請契約を締結するときには、下記の条件を遵守する必要があります。
- 指針に定める事項を記載した下請契約書により契約を締結し、その写しと下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。）を直接請負者に提出すること。
  - ※直接請負者とは、府工事等を京都府から直接請け負った者をいう。
- 元請負人は全ての下請契約が適正になされているか、確認する必要があります。
  - ＜下請契約書に記載が必要な項目＞
    - ・ 関係法令の遵守
    - ・ 京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守
    - ・ 是正及び調査への協力
- 必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
- 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと。

# 長崎県建設工事総合評価落札方式 ガイドライン

平成 3 1 年度適用

令和元年 5 月版

長崎県 土木部



## はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成１７年３月に成立、４月から施行されました。本法律では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されています。

また、平成２６年６月には、品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、公共工事の品質確保を具体化する「担い手の中長期的な育成・確保の推進」を柱とする基本理念を実現するための施策が示されました。

長崎県においては、平成１６年度から技術提案等を入札参加者に求め、これと価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を試行しており、今後も工事の特性に応じた適切な活用を図ることとしています。

本ガイドラインは、長崎県が発注する建設工事を対象として、一般的な考え方を示したものです。具体的な評価基準等については、工事毎の入札公告に設定されます。ご理解の上、技術資料等を作成して下さい。

### 《問い合わせ先》

長崎県 土木部 建設企画課 総合評価班

電話 ０９５－８２４－１１１１（内線３０２９） （直通）０９５－８９４－３０２９

評価型式表

| 評価項目                    |                   | 標準型 | 簡易型 | 特別簡易型 |            |           | 担い手<br>育成型 |
|-------------------------|-------------------|-----|-----|-------|------------|-----------|------------|
|                         |                   |     |     | 一般    | 地域企業<br>育成 | 担い手<br>育成 |            |
| 技術提案                    |                   | ○   | ○   | —     | —          | —         | —          |
| 施工計画                    |                   | —   | —   | —     | —          | —         | ○          |
| 配置<br>予定<br>技術<br>者     | 施工実績              | ○   | ○   | ○     | —          | —         | ○          |
|                         | 工事成績評定            | —   | ○   | ○     | ○          | —         | —          |
|                         | 表彰（優秀現場技術者）       | —   | ○   | ○     | —          | —         | —          |
|                         | 年齢・性別             | —   | —   | —     | —          | ○         | ○          |
|                         | 資格                | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |
| 企業<br>の実<br>績<br>関<br>係 | 企業の施工実績           | ○   | ○   | ○     | —          | —         | ○          |
|                         | 工事成績の評定           | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |
|                         | 施工実績件数            | —   | ○   | ○     | —          | —         | —          |
|                         | 優秀工事表彰            | —   | ○   | ○     | —          | —         | ○          |
|                         | 年間受注高の状況          | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |
|                         | 継続的専門能力啓発<br>システム | —   | ○   | ○     | ○          | —         | —          |
|                         | 基幹技能者の配置          | —   | ○   | ○     | ○          | —         | —          |
| 作<br>業<br>船             | 主作業船保有状況          | —   | △   | △     | △          | △         | △          |
|                         | 曳船保有状況            | —   | △   | △     | △          | △         | △          |
| 地<br>域<br>要<br>件        | 工事実施体制の拠点         | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |
|                         | 管内の施工実績           | —   | ○   | ○     | —          | —         | —          |
|                         | 社会貢献活動の実績A        | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |
|                         | 社会貢献活動の実績B        | —   | ○   | ○     | ○          | —         | —          |
| 労務賃金の支払い                |                   | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |
| 従業員数                    |                   | —   | ○   | ○     | —          | —         | —          |
| 下請次数の制限                 |                   | —   | ○   | ○     | ○          | ○         | ○          |

## 2-3 評価項目

評価項目は工事種別毎に次のとおりとする。

### (1) 標準型

標準型 配点

| 評価項目<br>・<br>工事種別 | 技<br>術<br>提<br>案<br>① | 技<br>術<br>提<br>案<br>② | 計  | 配置予定技術者の能力                           |                                                |                                                     |                                 |                                      | 企 業 の 施 工 能 力                   |                            |                            |                            |                                      |                  |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                           |                                 |                            | 加<br>算<br>点<br>合<br>計 |        |                                                |                                                |        |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|----|--------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|--------|--------------------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|--------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------|
|                   |                       |                       |    | 技<br>術<br>者<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 技<br>術<br>者<br>の<br>工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 表<br>彰<br>（<br>優<br>秀<br>現<br>場<br>技<br>術<br>者<br>） | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格<br>B | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格<br>B<br>計 | 企業の実績関係                         |                            |                            |                            |                                      |                  |                                      |                                                | 作業船関係  |                                      | 地域精進度・地域貢献度                |        |                                           |                                 | 労<br>務<br>賃<br>金<br>の<br>支<br>払<br>い<br>数 | 従<br>業<br>員<br>の<br>制<br>限<br>計 | 下<br>請<br>次<br>数<br>の<br>計 |                       | 小<br>計 |                                                |                                                |        |
|                   |                       |                       |    |                                      |                                                |                                                     |                                 |                                      | 企<br>業<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 施<br>工<br>実<br>績<br>件<br>数 | 優<br>秀<br>工<br>事<br>表<br>彰 | 年<br>間<br>受<br>注<br>高<br>の<br>状<br>況 | C<br>P<br>D<br>S | 基<br>幹<br>技<br>術<br>者<br>の<br>配<br>置 | 専<br>門<br>技<br>術<br>者<br>の<br>雇<br>用<br>状<br>況 | 小<br>計 | 主<br>作<br>業<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 曳<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 小<br>計 | 工<br>事<br>の<br>実<br>施<br>体<br>制<br>拠<br>点 | 管<br>内<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 |                                           |                                 |                            |                       |        | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>A | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>B | 小<br>計 |
|                   |                       |                       |    |                                      |                                                |                                                     |                                 |                                      |                                 |                            |                            |                            |                                      |                  |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                           |                                 |                            |                       |        |                                                |                                                |        |
| 陸上工事・海上工事         | 10                    | 10                    | 20 | 5                                    |                                                |                                                     |                                 |                                      | 5                               | 5                          |                            |                            |                                      |                  |                                      |                                                | 5      |                                      | 0                          |        |                                           |                                 | 0                                         |                                 | 0                          | 10                    | 30     |                                                |                                                |        |

### (2) 簡易型

簡易型 配点

| 評価項目<br>・<br>工事種別 | 技<br>術<br>提<br>案 | 計 | 配置予定技術者の能力                           |                                                |                                                     |                            |                                 | 企業の施工能力 |                                 |                            |                            |                            |                                      |                                      |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                      |                  |                                 |        |        | 加<br>算<br>点<br>合<br>計 |                                                |                                                |        |
|-------------------|------------------|---|--------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|--------|--------------------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------|---------------------------------|--------|--------|-----------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------|
|                   |                  |   | 技<br>術<br>者<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 技<br>術<br>者<br>の<br>工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 表<br>彰<br>（<br>優<br>秀<br>現<br>場<br>技<br>術<br>者<br>） | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格 | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格<br>B | 計       | 企業の実績関係                         |                            |                            |                            |                                      |                                      |                                      |                                                | 作業船関係  |                                      | 地域精進度・地域貢献度                |        |                                           |                                 | 労<br>務<br>賃<br>金<br>の<br>支<br>払<br>い | 従<br>業<br>員<br>数 | 下<br>請<br>次<br>数<br>の<br>制<br>限 | 小<br>計 | 小<br>計 |                       |                                                |                                                |        |
|                   |                  |   |                                      |                                                |                                                     |                            |                                 |         | 企<br>業<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 施<br>工<br>実<br>績<br>件<br>数 | 優<br>秀<br>工<br>事<br>表<br>彰 | 年<br>間<br>受<br>注<br>高<br>の<br>状<br>況 | C<br>P<br>D<br>S<br>／<br>C<br>P<br>D | 基<br>幹<br>技<br>術<br>者<br>の<br>配<br>置 | 専<br>門<br>技<br>術<br>者<br>の<br>雇<br>用<br>状<br>況 | 小<br>計 | 主<br>作<br>業<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 曳<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 小<br>計 | 工<br>事<br>の<br>実<br>施<br>体<br>制<br>拠<br>点 | 管<br>内<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 |                                      |                  |                                 |        |        |                       | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>A | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>B | 小<br>計 |
|                   |                  |   |                                      |                                                |                                                     |                            |                                 |         |                                 |                            |                            |                            |                                      |                                      |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                      |                  |                                 |        |        |                       |                                                |                                                |        |
| 土木一式工事<br>〔陸上工事〕  | 4                | 4 | 1.5                                  | 2.3                                            | 0.7                                                 | 1.5                        | 6                               | 1.6     | 0.7                             | 0.7                        | 0.3                        | 0.9                        | 0.5                                  | 0.2                                  | 4.9                                  |                                                |        |                                      | 1.2                        | 1.2    | 0.5                                       | 0.2                             | 3.1                                  | 0.9              | 0.2                             | 0.9    | 2.0    | 10                    | 20                                             |                                                |        |
| 土木一式工事<br>〔海上工事〕  | 4                | 4 | 1.5                                  | 2.3                                            | 0.7                                                 | 1.5                        | 6                               | 1.6     | 0.7                             | 0.7                        | 0.3                        | 0.9                        | 0.5                                  | 0.2                                  | 4.9                                  | 1.4                                            | 0.6    | 2                                    | 0.5                        | 0.3    | 0.2                                       | 0.1                             | 1.1                                  | 0.9              | 0.2                             | 0.9    | 2.0    | 10                    | 20                                             |                                                |        |
| 建築一式工事            | 4                | 4 | 1.5                                  | 2.3                                            | 0.7                                                 | 1.5                        | 6                               | 2.1     | 0.7                             | 0.7                        | 0.3                        |                            | 0.5                                  | 0.6                                  | 4.9                                  |                                                |        |                                      | 1.2                        | 1.2    | 0.5                                       | 0.2                             | 3.1                                  | 0.9              | 0.2                             | 0.9    | 2.0    | 10                    | 20                                             |                                                |        |

### (3) 特別簡易型

特別簡易型 配点

| 評価項目<br>・<br>工事種別  | 施<br>工<br>計<br>画 | 配置予定技術者の能力   |                    |                 |            |             |   | 企業の施工能力             |                            |                            |                            |                                      |                                      |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                      |                  |                       | 加<br>算<br>点<br>合<br>計 |        |     |                                                |                                                |        |
|--------------------|------------------|--------------|--------------------|-----------------|------------|-------------|---|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|--------|--------------------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|--------|-----|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------|
|                    |                  | 技術者の<br>施工実績 | 技術者の<br>工事成績<br>評定 | 表彰（優秀<br>現場技術者） | 技術者の<br>資格 | 技術者の<br>資格B | 計 | 企業の実績関係             |                            |                            |                            |                                      |                                      |                                      |                                                | 作業船関係  |                                      | 地域精進度・地域貢献度                |        |                                           |                                 | 労<br>務<br>賃<br>金<br>の<br>支<br>払<br>い | 従<br>業<br>員<br>数 | 下<br>請<br>け<br>次<br>数 |                       | 小<br>計 | 計   |                                                |                                                |        |
|                    |                  |              |                    |                 |            |             |   | 企業<br>の<br>施工<br>実績 | 工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 施<br>工<br>実<br>績<br>件<br>数 | 優<br>秀<br>工<br>事<br>表<br>彰 | 年<br>間<br>受<br>注<br>高<br>の<br>状<br>況 | C<br>P<br>D<br>S<br>/<br>C<br>P<br>D | 基<br>幹<br>技<br>術<br>者<br>の<br>配<br>置 | 専<br>門<br>技<br>術<br>者<br>の<br>雇<br>用<br>状<br>況 | 小<br>計 | 主<br>作<br>業<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 曳<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 小<br>計 | 工<br>事<br>の<br>実<br>施<br>体<br>制<br>拠<br>点 | 管<br>内<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 |                                      |                  |                       |                       |        |     | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>A | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>B | 小<br>計 |
|                    |                  |              |                    |                 |            |             |   |                     |                            |                            |                            |                                      |                                      |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                      |                  |                       |                       |        |     |                                                |                                                |        |
| 土木一式工事<br>〔陸上工事〕   | -                | 0.7          | 1.2                | 0.4             | 0.7        |             | 3 | 0.9                 | 0.4                        | 0.4                        | 0.2                        | 0.6                                  | 0.3                                  | 0.1                                  |                                                | 2.9    |                                      |                            |        | 1.2                                       | 1.1                             | 0.5                                  | 0.2              | 3.0                   | 0.5                   | 0.1    | 0.5 | 1.1                                            | 7.0                                            | 10.0   |
| 土木一式工事<br>〔海上工事〕   | -                | 0.7          | 1.2                | 0.4             | 0.7        |             | 3 | 0.9                 | 0.4                        | 0.4                        | 0.2                        | 0.5                                  | 0.3                                  | 0.1                                  |                                                | 2.8    | 1.1                                  | 0.5                        | 1.6    | 0.6                                       | 0.5                             | 0.3                                  | 0.1              | 1.5                   | 0.5                   | 0.1    | 0.5 | 1.1                                            | 7.0                                            | 10.0   |
| とび・土工・コン<br>クリート工事 | -                | 0.7          | 1.2                | 0.4             | 0.7        |             | 3 | 1.3                 | 0.5                        | 0.5                        | 0.2                        |                                      | 0.3                                  | 0.1                                  |                                                | 2.9    |                                      |                            |        | 1.2                                       | 1.1                             | 0.5                                  | 0.2              | 3.0                   | 0.5                   | 0.1    | 0.5 | 1.1                                            | 7.0                                            | 10.0   |
| ほ装工事               | -                | 0.6          | 0.9                | 0.3             | 0.6        | 0.6         | 3 | 1.3                 | 0.5                        | 0.5                        | 0.2                        |                                      | 0.3                                  | 0.1                                  |                                                | 2.9    |                                      |                            |        | 1.2                                       | 1.1                             | 0.5                                  | 0.2              | 3.0                   | 0.5                   | 0.1    | 0.5 | 1.1                                            | 7.0                                            | 10.0   |
| 建築一式工事             | 2                | 0.7          | 1.2                | 0.4             | 0.7        |             | 3 | 1.0                 | 0.4                        | 0.4                        | 0.1                        |                                      | 0.3                                  | 0.2                                  |                                                | 2.4    |                                      |                            |        | 0.6                                       | 0.6                             | 0.2                                  | 0.1              | 1.5                   | 0.5                   | 0.1    | 0.5 | 1.1                                            | 5.0                                            | 10.0   |

### 特別簡易型（担い手育成）

| 評価項目<br>・<br>工事種別          | 配置予定技術者の能力                                |                            |     |                            | 企業の施工能力 |                                      |  |  |  |        |                                      |                            |        |                                           |                                                |  |        |                                      |                       |        |     | 加<br>算<br>点<br>合<br>計 |
|----------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|-----|----------------------------|---------|--------------------------------------|--|--|--|--------|--------------------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------------------|------------------------------------------------|--|--------|--------------------------------------|-----------------------|--------|-----|-----------------------|
|                            | 技<br>術<br>者<br>の<br>年<br>齢<br>・<br>性<br>別 | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格 | 計   | 企業の実績関係                    |         |                                      |  |  |  |        | 作業船関係                                |                            |        | 地域精進度・地域貢献度                               |                                                |  |        | 労<br>務<br>賃<br>金<br>の<br>支<br>払<br>い | 下<br>請<br>け<br>次<br>数 | 小<br>計 | 計   |                       |
|                            |                                           |                            |     | 工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 |         | 年<br>間<br>受<br>注<br>高<br>の<br>状<br>況 |  |  |  | 小<br>計 | 主<br>作<br>業<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 曳<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 小<br>計 | 工<br>事<br>の<br>実<br>施<br>体<br>制<br>拠<br>点 | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>A |  | 小<br>計 |                                      |                       |        |     |                       |
| 土木一式工事<br>〔陸上工事〕           | 1                                         | 0.5                        | 1.5 | 0.4                        |         | 0.5                                  |  |  |  | 0.9    |                                      |                            |        | 1.1                                       | 0.5                                            |  | 1.6    | 0.5                                  | 0.5                   | 1.0    | 3.5 | 5.0                   |
| 土木一式工事<br>〔海上工事〕           | 1                                         | 0.5                        | 1.5 | 0.4                        |         | 0.5                                  |  |  |  | 0.9    | 0.7                                  | 0.4                        | 1.1    | 0.5                                       | 0.2                                            |  | 0.7    | 0.4                                  | 0.4                   | 0.8    | 3.5 | 5.0                   |
| とび・土工・コン<br>クリート工事<br>（吹付） | 1                                         | 0.5                        | 1.5 | 0.9                        |         |                                      |  |  |  | 0.9    |                                      |                            |        | 1.1                                       | 0.5                                            |  | 1.6    | 0.5                                  | 0.5                   | 1.0    | 3.5 | 5.0                   |
| ほ装工事                       | 1                                         | 0.5                        | 1.5 | 0.9                        |         |                                      |  |  |  | 0.9    |                                      |                            |        | 1.1                                       | 0.5                                            |  | 1.6    | 0.5                                  | 0.5                   | 1.0    | 3.5 | 5.0                   |

### 特別簡易型（地域企業育成）

| 評価項目<br>・<br>工事種別            | 配置予定技術者の能力 |        |     |         | 企業の施工能力 |  |          |                  |          |     |          |        |     |             |     |            |            |     |          |       |     |     | 加<br>算<br>点<br>合<br>計 |
|------------------------------|------------|--------|-----|---------|---------|--|----------|------------------|----------|-----|----------|--------|-----|-------------|-----|------------|------------|-----|----------|-------|-----|-----|-----------------------|
|                              | 技術者の工事成績評定 | 技術者の資格 | 計   | 企業の実績関係 |         |  |          |                  |          |     | 作業船関係    |        |     | 地域精進度・地域貢献度 |     |            |            |     | 労務賃金の支払い | 下請け回数 | 小計  | 計   |                       |
|                              |            |        |     | 工事成績評定  |         |  | 年間受注高の状況 | C<br>P<br>D<br>S | 基幹技能者の配置 | 小計  | 主作業船保有状況 | 曳船保有状況 | 小計  | 工事の実施体制拠点   |     | 社会貢献活動の実績A | 社会貢献活動の実績B | 小計  |          |       |     |     |                       |
| 土木一式工事<br>〔陸上工事〕             | 0.9        | 0.6    | 1.5 | 0.4     |         |  | 0.6      | 0.3              | 0.1      |     | 1.4      |        |     |             | 0.9 | 0.4        | 0.2        | 1.5 | 0.3      | 0.3   | 0.6 | 3.5 | 5.0                   |
| 土木一式工事<br>〔海上工事〕             | 0.9        | 0.6    | 1.5 | 0.4     |         |  | 0.6      | 0.3              | 0.1      |     | 1.4      | 0.6    | 0.3 | 0.9         | 0.3 | 0.2        | 0.1        | 0.6 | 0.3      | 0.3   | 0.6 | 3.5 | 5.0                   |
| とび・土工・コン<br>クリート工事<br>（吹付）   | 0.9        | 0.6    | 1.5 | 0.8     |         |  |          | 0.5              | 0.1      |     | 1.4      |        |     |             | 0.9 | 0.4        | 0.2        | 1.5 | 0.3      | 0.3   | 0.6 | 3.5 | 5.0                   |
| とび・土工・コン<br>クリート工事<br>（地すべり） | 0.7        | 0.4    | 0.4 | 1.5     | 0.7     |  |          |                  | 0.4      | 0.1 | 0.2      | 1.4    |     |             | 0.9 | 0.4        | 0.2        | 1.5 | 0.3      | 0.3   | 0.6 | 3.5 | 5.0                   |
| ほ装工事                         | 0.7        | 0.4    | 0.4 | 1.5     | 0.8     |  |          |                  | 0.5      | 0.1 |          | 1.4    |     |             | 0.9 | 0.4        | 0.2        | 1.5 | 0.3      | 0.3   | 0.6 | 3.5 | 5.0                   |

### （４）担い手育成型

#### 担い手育成型 配点

| 評価項目<br>・<br>工事種別            | 施<br>工<br>計<br>画 | 配置予定技術者の能力                           |                                                |                                                               |                            |                                 | 企 業 の 施 工 能 力 |                                 |                            |                            |                            |                                      |                  |                                      |                                                |        |                                      |                            |        |                                           |                                 |                                                |                                      | 加<br>算<br>点<br>合<br>計 |                  |                       |        |      |
|------------------------------|------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|--------|--------------------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|--------|------|
|                              |                  | 技<br>術<br>者<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 技<br>術<br>者<br>の<br>工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 配<br>置<br>予<br>定<br>技<br>術<br>者<br>の<br>年<br>齢<br>・<br>性<br>別 | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格 | 技<br>術<br>者<br>の<br>資<br>格<br>B | 計             | 企業の実績関係                         |                            |                            |                            |                                      |                  |                                      | 作業船関係                                          |        |                                      | 地域精進度・地域貢献度                |        |                                           |                                 |                                                | 労<br>務<br>賃<br>金<br>の<br>支<br>払<br>い |                       | 従<br>業<br>員<br>数 | 下<br>請<br>け<br>次<br>数 | 小<br>計 | 計    |
|                              |                  |                                      |                                                |                                                               |                            |                                 |               | 企<br>業<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 工<br>事<br>成<br>績<br>評<br>定 | 施<br>工<br>実<br>績<br>件<br>数 | 優<br>秀<br>工<br>事<br>表<br>彰 | 年<br>間<br>受<br>注<br>高<br>の<br>状<br>況 | C<br>P<br>D<br>S | 基<br>幹<br>技<br>能<br>者<br>の<br>配<br>置 | 専<br>門<br>技<br>術<br>者<br>の<br>雇<br>用<br>状<br>況 | 小<br>計 | 主<br>作<br>業<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 曳<br>船<br>保<br>有<br>状<br>況 | 小<br>計 | 工<br>事<br>の<br>実<br>施<br>体<br>制<br>拠<br>点 | 管<br>内<br>の<br>施<br>工<br>実<br>績 | 社<br>会<br>貢<br>献<br>活<br>動<br>の<br>実<br>績<br>A |                                      |                       |                  |                       |        |      |
| 土木一式工事<br>〔陸上工事〕<br>(県内企業のみ) | 4                | 0.3                                  |                                                | 0.7                                                           | 0.4                        | 1.4                             | 0.9           | 0.4                             |                            | 0.2                        | 0.5                        |                                      |                  |                                      | 2                                              |        |                                      |                            | 1.1    | 0.5                                       |                                 | 1.6                                            | 0.5                                  |                       | 0.5              | 1.0                   | 4.6    | 10.0 |
| 土木一式工事<br>〔海上工事〕<br>(県内企業のみ) | 4                | 0.3                                  |                                                | 0.7                                                           | 0.4                        | 1.4                             | 0.8           | 0.3                             |                            | 0.2                        | 0.5                        |                                      |                  |                                      | 1.8                                            | 1      | 0                                    | 1.3                        | 0.5    | 0.2                                       |                                 | 0.7                                            | 0.4                                  |                       | 0.4              | 0.8                   | 4.6    | 10.0 |

とを、対象となる専門校生が属する校長が確認した実施確認書（高等技術専門校用）  
県内の現場実習に協力した内容について説明を求められた場合は「様式・実施内容」を提出すること。

#### ⑬労務賃金の支払確認

元請及び下請全ての入札公告に示す作業員の、「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約する場合に評価する。

##### 【評価方法】

・入札公告に示す作業員の、「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約の有無を評価する。

##### 【提出資料】

- ・「1日当たりの平均労務賃金」を「長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を技術資料様式6号で選択すること。
- ・労務賃金の支払に「誓約する」を選択した場合、工事完成後、「労務賃金支払確認書」を関係書類と一緒に提出すること。（長崎県土木部ホームページの総合評価様式集に掲載している「労務賃金支払確認表」の記載要領を参照のこと。）

#### ⑭従業員数

長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従事職員数とする。

##### 【評価方法】

・入札公告に示す評価内容に沿って建設業従業員数を評価する。

##### 【提出資料】

- ・長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で確認した従業員数で評価するため、資料等の提出の必要はない。

#### ⑮下請次数の制限

当該工事の下請契約による請負次数を入札公告に示す下請次数までと制限することを誓約するものを評価する。

##### 【提出資料】

・当該工事の下請契約による請負次数を入札公告に示す下請次数までと制限することを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を技術資料様式6号で選択すること。

##### 【評価方法】

- ・土木一式工事の場合は、当該工事の下請契約による請負次数を2次下請までと制限することを誓約するものを評価する。
- ・建築一式工事の場合は、当該工事の下請契約による請負次数を3次下請までと制限することを誓約するものを評価する。

## 第四章 評価内容の担保

### 4－1 技術提案の担保

総合評価落札方式で採用された技術提案については、その内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。

受注者は総合評価落札方式で採用された技術提案について、不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、技術提案に基づいて工事を施工しなければならない。また、その部分については、請負代金の変更は行わない。

発注者は、受注者の責により、技術提案の履行が確認できない場合は、工事成績評定から10点減ずる。

契約締結後、不可抗力等受注者の責によらずに技術提案を履行できなかった場合は、請負代金の変更等その後の対応について、受発注者間で協議して定めるものとする。

### 4－2 施工計画の担保

担い手育成型、又は特別簡易型、簡易型の建築一式工事において採用された施工計画については、その施工内容等を施工計画書に反映させることとする。

担い手育成型において、担い手技術者（45歳未満の男女）で配置予定技術者を申請し、落札した場合は、配置予定技術者の指導・育成方法について、その内容・頻度等を施工計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。

### 4－3 基幹技能者の配置の担保

受注者は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を選択した場合、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。

発注者は、基幹技能者の配置が確認できない場合は、工事成績評定から10点減ずる。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

### 4－4 労務賃金の支払いの担保

受注者は、評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合は、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。

発注者は、技術資料で誓約した作業員の労務賃金が設計労務単価以上支払われていることを確認できない場合は、工事成績評定から10点減ずる。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

### 4－5 下請次数の制限の担保

受注者は、評価項目に「下請次数の制限」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合は、工事請負契約書において、その条項を追加するものとする。

発注者は、入札公告で示した下請次数に違反したことを確認した場合は、工事成績評定から10点減ずる。ただし、受注者の責によらない場合を除く。